【資料５】

健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴う本市の対応について

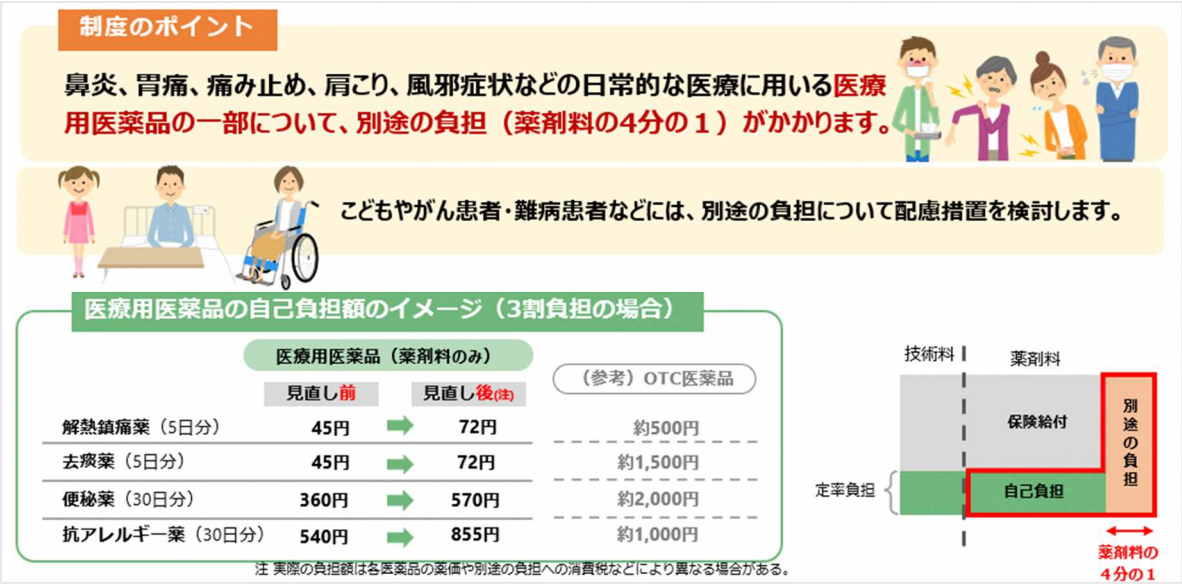
１　法改正の趣旨

将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から、給付と負担の見直しを行うもの。（令和８年６月５日公布）

２　主な改正の概要

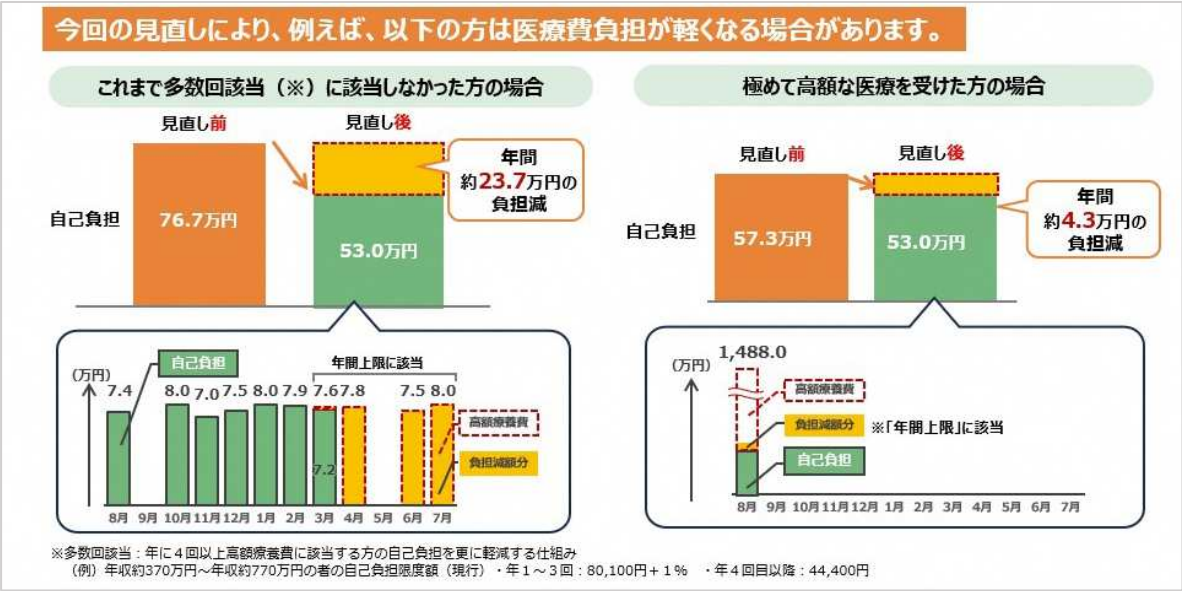
①日常的な医療に用いる医薬品の保険給付の見直し〔施行日：公布後１年以内に政令で定める日〕

保険を使って医療用医薬品の処方を受ける場合と保険を使わずＯＴＣ医薬品で対応する場合の公平性を踏まえ、日常的な医療に用いる、ＯＴＣ医薬品でも代替可能な医療用医薬品の保険給付の範囲を見直すもの。



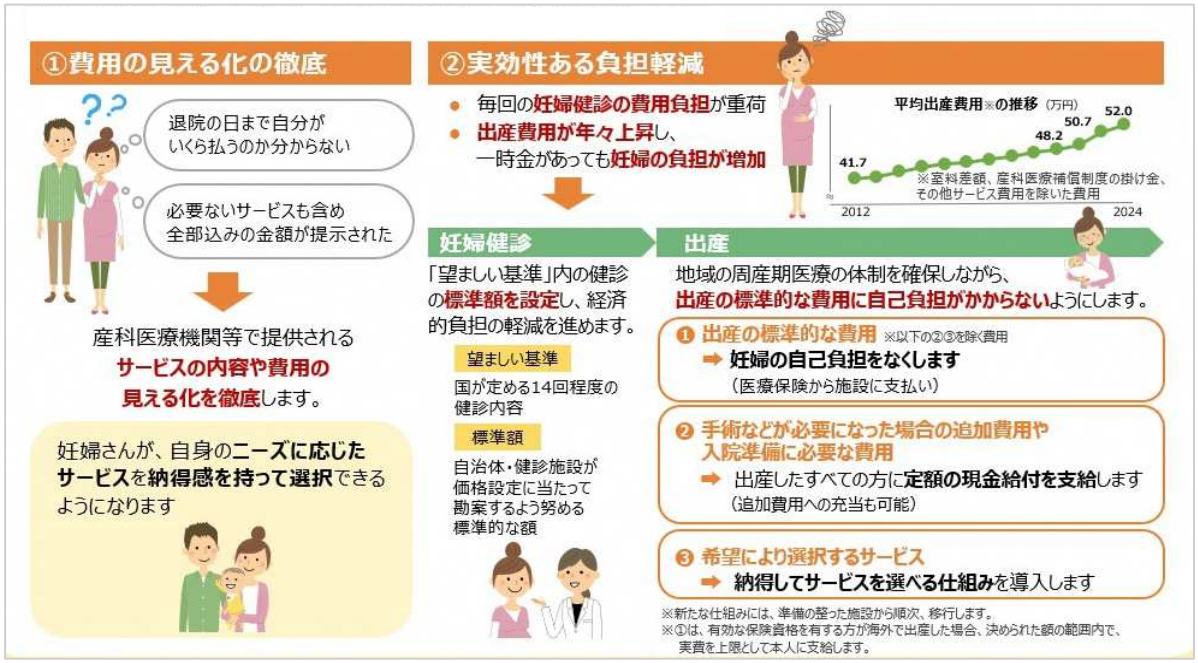
②長期に治療が必要な方のセーフティネット機能の強化〔施行日：令和８年８月１日〕

高額療養費の月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただくが、医療費の自己負担について、新たに年単位の上限額（年間上限）を設け、治療にいくらかかるかわからないという不安に対応し、長期にわたり治療が必要な方のセーフティネットとしての機能を強化するもの。



③妊娠・出産に対する支援の強化〔施行日：公布後２年以内に政令で定める日〕

妊娠・出産にかかる費用の見える化をさらに進め、出産の標準的な費用（手術などが必要になった場合の追加負担や希望により選択するサービスを除く）に自己負担がかからないようにするなど、妊婦健診や出産の経済的負担の軽減を進め、安心して出産できる環境を整えるもの。



④子育て世帯の保険料負担軽減〔施行日：令和９年４月１日〕

国民健康保険において、被保険者数に応じて課される保険料（均等割保険料）を子どもについて半減する措置の対象を、未就学児から高校生年代まで広げるもの。

３　本市の対応

２④については令和９年第１回定例会において、２③については施行日までに、条例改正により法改正に対応することとしている。

また、医療費を負担する被保険者が混乱を招くことなく、納得感を持つことのできるよう、改正内容について広報等により適切に周知を図っていく。

施行済みとなっている２②については、今年度発行の「国保のしおり」、広報あおもり８月号、青森市ホームページへの掲載等により周知したところである。